

# 決算審査特別委員会記録

＜南部東部振興、紀伊半島大水害復旧・復興、  
県土マネジメント部、まちづくり推進局＞

開催日時 平成26年10月15日（水） 13:17～15:01

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

国中 憲治 委員長  
小泉 米造 副委員長  
宮木 健一 委員  
猪奥 美里 委員  
小林 照代 委員  
大坪 宏通 委員  
岡 史朗 委員  
中野 雅史 委員  
岩田 国夫 委員  
森川 喜之 委員  
和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事  
江畑 会計管理者（会計局長）  
浪越 総務部長  
辻本 南部東部振興監  
加藤 県土マネジメント部長  
林 まちづくり推進局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 議第84号 平成25年度奈良県歳入歳出決算の認定について

〈会議の経過〉

○国中委員長 皆さん、ご苦労様でございます。

ただいまから会議を再開いたします。

午後の傍聴者は1名であります。

理事者において、中澤公園緑地課長が欠席をされており、かわりに山田公園緑地課主幹が出席をしていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、日程に従い、南部東部振興、紀伊半島大水害復旧・復興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があれば、ご発言を願いたいと思います。

なお、理事者の皆さんは、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、発言をお願いいたします。

**○岡委員** まず、第1点目でございますが、地域おこし協力隊、いわゆるふるさと復興協力隊というのが、今、復興の関係で取り組んでいただいております、活動を開始されていまして、3年でその方々への手当などのいろいろな制度が打ち切られるわけでございます。この方々を定着という形にどう持っていくのかという件で、先般、かなりの率で定着される可能性の方が出てきていらっしゃるということをお聞きしまして、多少安心をしているのです。お尋ねしたいことは、この3年間での地域への定着に向けた課題と現状について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

これは今、国が言っている地方再生という取り組みの中での一つの大きなキーワードになる事業でもあると思います。また後ほどそういう形で、この件に関しては知事にも総括で質問をしたいと思っておりますが、とりあえず担当課のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、県土マネジメント部の所管になると思います。県の公社で土地開発公社があるわけでございます。今まで長い間、それなりの役割を果たしてきたということは認識をしているわけでございますけれども、土地の今の状況を見ると、値上がりも非常に少ないという中で、総合的に先行取得をするメリットが少なくなってきていると、考えるわけでございます。

したがって、土地開発公社の今後のあり方については、もうなくしてもいいのではないかと個人的に思っているわけでございます。ほかの方法でもって先行取得にかわるようなやり方について、手法を工夫すればできないことでもないのではないかと思っているわけございまして、この点について考え方をお尋ねしたい。

次に3点目、これも県土マネジメント部の所管でございます。樫原市の樫原神宮の参道は県の道路と聞いているわけでございますけれども、ご存じのとおり、ここは森に囲まれた、2キロメートルほどの、いつもイベントをする場所で、すばらしい道路でございます。ここをさらに市民が憩える道として、もう少し手を加えていったらいいのではないかというお声も地元からございまして、この道路整備について県としてのお考えがあればお聞きしたい。

4点目は、近鉄奈良駅構内にエスカレーターが設置されているわけでございますけれども、よくよく見れば、上りはあるのですけれども下りがないわけでございます。今後、世界にアピールしようとする奈良公園のメイン駅のアクセスの問題で、エレベーターもあることはあるのですけれども、行く方向によっては回らなければならない。特に、この県庁もそうでございますけれども、奈良公園方面へ向いてくることについては、若干利用したいものもあるということでございます。

したがって、この駅構内に設置されているエスカレーターについて、現状では不足ではないかということと、あわせて、ホームからさらに道路へ出るまでの間のエスカレーター設置等も含めて、お尋ねしたい。以前に検討されたことはあったようでございますが、残念ながら実現しなかったという経緯もあると聞いております。その辺の状況と、今後の取り組みが考えられないのかをあわせてお尋ねしたいと思います。

最後に、県立医科大学及び周辺のまちづくりについて、先般、代表質問をいたしました。知事は、新駅をつくることについては諦めていないという意味の答弁をされました。これはこれで結構だと思うのですけれども、仮に新駅をつくるとなった場合に、場所はどのように考えているのか。地上駅なのか、地下駅なのか、また、どの場所に考えられるのか。樫原警察署が移転するという話が地元では飛び交っております、この辺の話から来ているのかもしれませんが、その辺のお考えも含めて、新駅を設置する場合にはどういうイメージのものを考えているのかをあわせてお聞きしたい。以上でございます。

**○村上南部東部振興課長** ふるさと復興協力隊の地域への定着についてでございます。

7月から8月にかけて、委嘱期間終了を迎えます隊員に対し、定住意向について、面談し調査を行いました。

平成27年度中に任期終了を迎える者は11名おります。このうち9名が定住をしたいという答えでございました。定住をしたいと答えた隊員は、起業できる活動拠点が見つかった、あるいは地域おこしを続けていくに当たり、いい条件が整っている等の理由を上げ

ております。また、活動のやりがいを感じているという積極的な意見も聞いております。

一方、今のところ未定ですと答えた者は2名いました。1人は、取り組んでいる仕事での収入の確保に不安があると、仕事を理由に上げております。もう1名は、活動終了後、地域に何ができるのか考えてみたい、今考えているところですよというような、新たな地域おこしの可能性について検討しているという答えでございました。

隊員の地域への定着につきましては、やはり生活の安定につながります隊員の活動をいかに成功させるかが重要だと考えております。活動内容は隊員ごとに異なりますので、個々の市町村としっかりと連携いたしまして、隊員の活動、ひいては定着に向けまして支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○清水用地対策課長** ただいまのご質問は、今後の土地開発公社の必要性についてどのように考えるのかというご質問でございます。

まず、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして昭和48年度に設立されて以来、県、国等から委託を受け公共事業用地の取得を推進してまいりました。これまでも中和幹線など幹線道路用地の先行取得、また、大型補償物件であります積水化学工業(株)奈良工業の先行取得、また、現在では京奈和自動車道用地の取得等、公社機能を生かして用地取得に当たってきたものであります。

公社による公共用地の取得には、公社の機動的な資金の調達機能を活用いたしまして効率的な用地取得を図っております。これによりまして用地の取得期間の短縮、ひいては事業期間の短縮ができるということ。それから、大型補償などの補償額が多額になるような物件につきましては、先行取得した上で複数年度で県が買い戻すといういわゆる後年度予算の平準化を行うといったことも行います。また、京奈和自動車道のような国の直轄事業用地の取得という受託の面で、国へも協力ができるといったメリットがございます。

特に京奈和自動車道につきましては、今後、用地買収も本格化してまいりますので、公社の役割も一層増してくるものと考えております。

このようなことから、今後も奈良県土地開発公社を活用することによりまして、公共事業用地の効率的、計画的な取得を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○堀内道路環境課長** 橿原神宮の参道での市民が憩えるような道づくり、整備についてのご質問と、近鉄奈良駅の下りエスカレーターの設定についてのご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、橿原神宮の参道は、一般県道畝傍御陵前停車場四条線でございますが、これにつ

きましては道路改良が終わっておりまして、比較的歩道も広く、そのため、散策やジョギングなど多くの方々から利用される空間となっております。

また、沿線には橿原神宮や橿原公園などがございますので、参拝者や公園利用者も非常に多い状況でございます。

そのため、県といたしましては、橿原公園周辺の既存のトイレや休憩施設に加えまして平成25年4月には橿原公園ジョギング&サイクリングステーションを設置いたしまして、休憩施設やトイレなどの充実を図ってきたところでございます。また、歩行者用の案内看板等も設置いたしまして、憩える空間としてわかりやすい表示をするなど、利用者のニーズに応じた良好な歩行空間の確保に努めてきているところでございます。

今後とも利用者の市民の皆様方の考えに耳を傾けながら、より快適に散策していただく道路環境の向上、整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

もう一つのご質問でございますが、近鉄奈良駅の下りエスカレーターの設置についてでございます。

近鉄奈良駅は、当然皆さまがご存じのように、奈良公園などの奈良観光の玄関口でございまして、1日平均約7万人がご利用されている重要な駅だと我々も認識しておりまして、昨年は駅前行基広場に大屋根を設置して、利用者の利便性を向上してきたところでございます。

ご質問の近鉄奈良駅でのエスカレーターの設置、増設につきましては、来訪される方の利便性やバリアフリーの観点から、当然我々といたしましても委員のご指摘のとおり非常に必要、重要であると考えております。そのため、昨年度、(株)近畿日本鉄道に対し、エスカレーターなどの充実や整備につきまして相談をしたところでございますが、残念ながら近鉄のご理解、ご協力を得られないと、そういった状況でございました。

このように、現状では近鉄奈良駅のエスカレーターの充実、整備につきましては取り組んでいない状況でございます。ただ、今後、近鉄のご理解、ご協力が得られるようであれば、近鉄とも協力しながら、そういった整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中川知事公室審議官まちづくり推進局次長医療政策部次長 医大周辺のまちづくりの関係で、新駅についてのご質問に対してお答えさせていただきます。**

委員がおっしゃっていますように、9月の定例県議会で岡委員の質問に対して知事が答弁いたしているとおりでございます。

繰り返しになりますが、新駅につきましては、整備を地元が全部負担するという請願駅ではなくて、近鉄も応分の負担をしていただくということになっております。それが大前提ということでございます。近鉄に対しましては、鉄道事業者として、みずから応分の負担をしていただくという形での新駅を前向きに考えていただきたいということを、引き続き粘り強く訴えていきたいと考えております。

近鉄で応分の負担をしていただくということを前提に、仮に新駅が設置されとなれば、現状の病院の施設、または周辺の土地利用を考えますと、建物が建っていない土地として、大和高田バイパスの南側の現在の県立医科大学のグラウンド、または病院の駐車場が候補地になると想定をいたしているところでございます。

といいましても、医大周辺まちづくりプロジェクトはかなり壮大な計画でございまして、現在、医大の将来のあり方をソフト的に建学の精神を含めまして、30年、40年先の将来のあり方を検討しております。それにあわせまして、桜井市に移転されます農業研究開発センターの移転と再整備が済んだ後、その跡地に県立医科大学の教育研究部門を移転いたしまして、新しい県立医科大学のキャンパスを整備する。それで、その県立医科大学の教育研究部門の跡地に、病院部門の再整備、充実を図っていくという大きな手順でございしますが、そういう形で今考えております。

将来近鉄が応分の負担に応じて駅をつくっていくとなれば、より利便性が高くて乗降客も一定期待できるような位置を希望されるとも思っております。そのような状況にも対応できますように、いろいろな意味で、少し長期間になりますけれども、まちづくりの構想を検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○岡委員 まず、最初のふるさと復興協力隊の件でございしますが、これにつきましては、冒頭にも申し上げましたように、これから地方再生の一つのあり方の鍵を握る政策ではないかと考えているわけでございます。先日、隊員の1人とお会いすることができまして、いろいろとお話を聞かせてもらいました。非常に前向きで積極的で、たまたまその村の出身の方でもあったようでございますので、愛郷の意を強く持っている方でもございましたので、特にそうだったのかもしれませんが。いずれにしましても、まだ40才になるかならないか、多分30才代でしょう。若い独身の青年が夢を持って取り組んでいる姿を見て、本当に安堵いたしました。

彼に最後、近々結婚する予定はと聞いたら、全くありませんと答えた。何とかしないとイケませんねと言ったら、はははと笑っていました。なかなかお嫁さん探しが大変だとい

うことを暗におっしゃっていましたので、これからも、先ほどの議論にもありましたけれども、そういう若者に対する出会いの場づくりを工夫して、ああいう方々がそこで家庭を持って子づくりをして地域に定着できるように、丁寧に一つ一つ、取り組んでもらいたいと思うわけでございます。その点は要望にしますけれども、県としても注意を払っていただきたいと思いました。

いずれにしても、地方創生は、人が地域に戻ってこないとな創生が始まらないわけでごさいます、そういう意味では、人を住ませるということ、まずは若者を住ませるということが、キーワードになると思います。

そういう意味では、今取り組んでいることについて、非常に力強い希望もあるように思っております。これを今後、県としても、この制度が終わったら終わりではなくて、国も恐らく地方創生事業で新たな交付金制度も考えているようでございますので、そういうものをうまく活用しながらどんどんこれを進めていただきたい。そしてIターン、Uターンを積極的に進めて、奈良県に若者が帰ってくる、また、奈良県の若者が外に行かないようにするためにも、大事な事業だと思いますので、ぜひお願いをしたい。このことについては、知事にもう少しお尋ねしたいと思っておりますので、この件については今は答弁は結構でございます。

それから、土地開発公社の件でございますが、先ほど答弁いただいたことについてはよくわかっているつもりで言わせてもらっているわけでございまして、全く不要という立場ではございませんけれども、工夫すれば、近い将来、なくてもやっていける方法があるのではないかという問題提起をさせてもらっているわけでございます。

それともう一つ、今おられる土地開発公社のスタッフの名誉を若干傷つける話になっては申しわけないのですけれども、土地開発公社の費用対効果について、かかる費用と、それからその仕事をされている結果をよく精査していただきたい。今の体制が本当にいいかどうか。もっと縮小して事業ができる可能性もあるのではないかと思います。今、財政が大変厳しい折でもございます。しっかりとその辺をまずは精査しながらやっていただきたい。

そして先ほども言いました工夫すればよいというのは、例えば急なお金が必要な場合には、何か基金を積んでおいて調達する制度をつくるのか、もしくは、定例県議会も年に4回あるわけでございますから、補正予算等で間に合うこともあるわけでございます。だから、県土マネジメント部で工夫すれば、そういう事業をうまく前に転がすことも可能ではない

かと思えます。

聞くところによりますと、全国で1県が、既に土地開発公社を廃止して、取り組んでいるということです。実態をよく知りませんが、公社をできるだけ小さくする、できたらなくすという動きが各市町村でも議論されているようでございますので、本県としても、この際しっかりと議論をしながら、将来のあるべき姿を、早急に結論を出しながらやってもらいたい。これ以上は、申し上げませんが、強く検討いただくことをお願いしておきたいと思えます。

それから、先ほどの榎原神宮の参道の件でございますけれども、今も答弁にありましたように、最近ジョギングや、また、この道路を使ったイベントを市でも何回か行っておりまして、道路というよりもイベント広場的な機能も大変高くなってまいりました。大勢人が集まったときに不便をかけないよう、トイレであるとか、それから、日ごろジョギングされている方でも、例えば急に休みたいとかということになったときに、すぐそのそばに腰のかけられるベンチであるとか、いろいろなちょっとした心遣いがあったらいいと感じます。それから、トイレ等においても、どこにあるのか表示がなかなかわかりにくいと感じておりますので、さらにもう一度現場を見ていただいて、榎原市のご意見もあろうかと思えますけれど、聞きながら、進めていただきたい。榎原市にとってみたら榎原神宮の参道は非常に貴重な道路ではないかと思っております。

また、県立医科大学が移転して、キャンパスにすぐつながる道路にもなるわけございまして、学生たちが憩う場所にもなろうかと思えます。現状の道路は、歩道はできていますけれども、憩いというキーワードを当てはめた整備のあり方を研究してもらいたいと思えます。

これもこれ以上は申し上げません。今の答弁で、これについて検討をいただくようでございますので、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、近鉄奈良駅のエスカレーターの件でございます。きょうこれを質問するについては実は背景がございます。この委員会が始まる1週間ほど前に兵庫県から来られた方が、来るなりいきなり何ておっしゃったかといったら、こんな近鉄奈良駅のような立派な駅に、下りのエスカレーターがないことは不思議だというわけです。それが第一声でございます。こんな立派な公園の玄関口の駅の、これから高齢化社会になり、バリアフリーを進める中で、やはりエスカレーターの整備はするべきではないですかというお話がありまして、よくよく考えてみれば、ああ、そうだと思います。たまたま電車で県庁に来ますけ



れども、駅のホームで降りてから、ここまで来るまでにどれだけ息が切れるかということ  
を最近感じるわけでごさいます、だんだん年がいきますと、歩けていても、階段をず  
と上ったりするのは大変負担感がございます。また、外国のお客さんも大勢来られるよう  
になってきております。何はともあれ、知事がおっしゃっている、この奈良公園を世界一  
の公園にするという大きな目的があるわけでごさいますから、そうすると、おもてなしの  
入り口である駅もやはりそういうことについてしっかりと取り組んでもらいたい。

先ほどの新駅の話とも関連しますけれども、近鉄は、確かに手ごわい相手でごさいまし  
て、難しいかもしれませんが、反応がなかなかないからといって手をこまねいてそ  
のまま放っておくのではなくて、もっと積極的にかかわっていく、説得していくこともす  
べきではないかと思っておりますので、このエスカレーターの件については先ほどの答弁  
で了としますが、さらなる努力を引き続きお願いしたいと思います。

最後の県立医科大学周辺の新駅設置の件でごさいますけれども、これも全く同じ結論で  
ごさいます、近鉄頼みというか近鉄次第というのが答弁だったように思いますので、こ  
れも、向こうの出方を待つのではなくて、こちらから仕掛けていくというご努力を、強く  
お願いして質問を終わります。

**○岩田委員** 2点ほど質問します。

一般質問でもさせていただきましたが、砂防堰堤のことです。広島県で災害が起きてか  
ら、平群町へ行く機会がありました。法隆寺から入ってずっと行きますと、左側のほうは、  
30年ぐらいになる新興住宅が山肌に見えるわけです。あれを見たときに、広島県の場合  
ほどきつくはないけれど、これは大変な状況だという思いもしました。

それで、きょうは農林部は審査に入っていませんけれども、事前に言わせてもらいまし  
たが、砂防ダムというと大変な金もかかるし、以前、黒滝村へ行った話もしましたけれど、  
ここだったら農林部で予算をとったらどうかとか、県土マネジメント部でとったらどうか  
とかいうところですが、小さな堰堤でも、3つあった堰堤が、災害で皆飛ばされているの  
ですけれど、逆にあれがなかったら左岸側の家沿いは全部流されていたのではないかと  
いう思いをしました。

そういう意味で、奈良県にも大分あると思いますけれど、調査は前からやっておられる  
と思いますけれど、今現在、どのぐらいあって、どのような形で進んでいるのかというこ  
とをお聞きしたい。

天理市の国道169号の東側は、ずっと山肌はありますけれど、あの辺は旧村の家がず

っとありますから、もう何十年か百年以上、それなりの地質できょうまで来ているので、案外心配はしてないのですけれど、やはりああいう新興住宅地を見るとぞっとするような思いもします。その辺のところはどうなのかを、お聞かせ願いたい。

もう一つは、この間、和田委員と打ち合わせをやっているのを聞いたのですけれども、もう何年も前から、奈良県で道路改良をしないといけない場所を見たときに、重要な県道桜井吉野線が入っていなかったのも、自分のすむ天理市の県道天理王寺線も、今何としてでもつけていただきたいという思いもあるのですが、県道桜井吉野線のあの鹿路地区のところは、皆さんご存じのように、談山神社へ行ったら、宇陀市へ行く農道のトンネルがついている。そして、あの新鹿路トンネルはすばらしいトンネルで、明日香村へ行く道もできた。そこから桜井市まで、談山神社を通り、材木を積んだ大型車が走れるようになればと。観光や経済的物流の、本当に一番今しないといけないところではないかと、前々からそう思うわけですが、自分もこんな話は本当はしたくないのです。なぜかといえば、私自身も天理市で何とかお願いしたいということもあるので、よそのことまでと思うのですけれど。この前も天理市から熊野方面まで行ったとき、やはりそこを通りました。乗用車は何とかすつと行けるものですから、本当に便利な道路だなと思う。あれができれば、恐らく川上村から向こうの山から切り出した木材を運ぶのも芦原トンネル方面へ行かなくて、そのままこっちへ出てくるという形もある。そして、観光など、あらゆることを考えたら便利だと思うのです。どのような思いで現在進捗しているのか、どのような計画を立てておられるのか、その2点をお聞かせ願えますか。

**○福嶋砂防課長** 岩田委員から、砂防ダムに関するご質問でございます。

まず、砂防ダムも含めて土砂災害対策については、この前の議会で知事から答弁させていただきましたけれども、奈良県土砂災害対策基本方針に基づいて整備を進めている。ハード対策である砂防ダムにつきましては、やはり防災上重要な施設や箇所から優先的に、危険なところ、有効なところからつくっているところでございます。

その中では、実際、崩壊の兆候が見られる箇所、危険な箇所や、今言った避難所などを先行的に整備しているところでございます。

その調査についてのご質問でございます。

現在、砂防ダムが整備されておりますが、昨年度から砂防ダムの点検調査をしております。今後、その点検調査をしまして、これから砂防施設の維持管理、更新を効果・効率的にやっていき、大切に長く使っていくということは重要でございますので、より効率的な

維持管理の方法を考えていきたいと考えております。

さらに、新たなどころにつきましては、先ほど申し上げました土砂災害対策基本方針に基づいて調査をして、必要なところから整備をしていくという状況でございます。

**○森本道路建設課長** 県道桜井吉野線の整備についてお答えいたします。

県道桜井吉野線は、桜井市と吉野町を結ぶ延長26キロメートルの幹線道路でございます。今、委員お述べのとおり、ちょうど桜井市と吉野町の間のところに新鹿路トンネルという、かなり立派なトンネルをつくっております。そして、その手前のところでは、桜井から右へ行きますと談山神社を通過して明日香村に抜けられる。それから真っすぐ行くと吉野町に出る。それから左へ曲がると、農道を使って宇陀市へ出る。そういった面からしても、中南和地域の観光ネットワークとして非常に重要な道路と思っております。

ただ、状況といたしましては、その北側の、桜井市の下居から百市の区域、ここが約1.4キロメートル、それからそのさらに北の倉橋から下居までの間は1.2キロメートル、この区間が非常に狭くなってしまっていて、談山神社のもみじのシーズンなどを見ますと、観光バスが対向できなくて渋滞を起こすということで、下居から百市の区域の1.4キロメートルの区間については既に事業化してやっております。途中でルートの見直しをしておりましたが、現在、用地をまとめて買うことができたところについては工事を進めているという状況でございます。まずはこの区域を早急に仕上げるということで、桜井土木事務所と連携をとりながら力をいれていきたいと思っております。

それから、その北側の区域についても非常に狭いところでございますけれども、その区域につきましても、百市工区の進捗を見ながら、事業化に向けての検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

**○岩田委員** ここにおられる方も、県道桜井吉野線の重要性はほとんどの人がわかっていると思います。この前も聞きましたら、今住んでいる家そのものを立ち退きというのはないみたいですので、できる限り、本当に集中してやってほしいということをおきます。

それと、この前の質問で広島県のことも言いましたが、砂防ダムを設置してあるところには全然被害がなかった。広島市安佐地区では、設置予定があったが設置していなかった。

予算が大変厳しい状況はわかりますけれども、3年前の震災までは、いろいろな政党が改革という話はよくありましたけれども、震災以来、改革より政治の原点はやはり国民の生命、財産を守ることが大事だということになりました。今、そこに重きを置いているよう

に思いますので、農林部と連携して、できるだけ調査も速やかにして、できるところからやっていただくことを要望しておきます。

○宮木委員 奈良県営住宅についてお伺いいたします。

現在、大和郡山市の小泉団地で建て替え工事がされている中、建て替えにより新しい団地ができると、地域の方々も期待されていると思います。

県内48県営住宅の中の募集中や、また募集を停止中のところもありまして、県としては住宅の修繕や住民の対応などに日々追われているかとは思いますが。

昭和30年初め頃に建て替えた住宅の老朽化が進み、現在お困りの地域もあるとお伺いしていますので、今後の対応としてどのようにされるのかお伺いしたいと思います。以上です。

○丸山住宅課長 県営住宅についてお問い合わせをいただきました。

委員お述べのとおり、県営住宅は非常に老朽化したものが多くなっています。そのため、今、大和郡山市の小泉団地で建て替えを実施しておりまして、ことしの11月末に完成し、新たな入居者を来年1月に迎えるべく準備を進めています。

そのほかの対応について、まず、建て替えについてでございますが、平成24年9月に奈良県住生活ビジョンを議会の承認をいただきまして策定いたしました。現在、それに基づきまして検討を進めているところでございます。

具体的には、高齢化する住民や今後の人口減少社会に対応するためには、単なる住宅という箱をつくるだけではだめで、地域のまちづくりと一体となった取り組みが必要だということで、地元の市町村と一緒に協議を進めています。この方針に基づきまして、具体的に幾つかの地域において当該市町村との議論が進んでいるところもございます。まだこの場でご説明する状況ではありませんが、既に住生活ビジョンの策定から時間がたってございますので、できるだけ早い時期にご説明できるように頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○宮木委員 ありがとうございます。

あくまでも住民のこと、住民生活のことを一番に考えて、また、病院を中心としたまちづくり、また、県営住宅を中心としたまちづくりなんかも考えていけるのではないかと思いますので、今後またよろしくお願ひします。以上です。

○和田委員 県土マネジメント部に1点とまちづくり推進局に1点の質問をいたしたいと思ひます。

先ほど岩田委員から、県道桜井吉野線について触れていただきました。この点について質問をいたしたいと思うわけです。

岩田委員は、天理市在住であるにもかかわらず、県の東部地域、南部地域の発展に力を入れなくては行けないと、非常に見識のある問題提起をさせていただいておりますが、本当にそのとおりだと思います。市議会議員時代からずっとそれを考えておりました。この道路をきちんと拡幅してくれるならば、恐らく桜井市の観光振興はもとより東部地域、あるいは南部地域の東吉野方面も含めまして、車が行き交うすばらしい道路になるのではないかと、奈良県にとっては必要不可欠の早急に拡幅しなければならない道路だと思っておりました。

実際にかかり始めたのが、四、五年ほど前ぐらいからだ聞いております。そして、まだこれからどれぐらい時間をかけて、期間をかけて完成するのかよくわからない。

そこでお尋ねしたい。もうそろそろ、何年後には完成させますというめどをつけて、この道路の拡幅工事をさせる必要があるのではないかと。いつまでもただただやっていたら、金の投資という意味で大変無駄が生じます。そして、奈良県にとっての損失です。そういう意味で、しっかりとこの道路の桜井側については、工事完了を目指しての計画を立てていただきたい。今計画をお持ちであれば、それを示していただきたいし、財政当局も全力を挙げてそちらのほうにお金を投資していただきたいと、このように思うわけでございます。この点、道路建設課の考え方をお聞きしたい。

それから、まちづくり推進局に対してですが、一市一まちづくり、あるいは一町村一まちづくりといったことで、非常にユニークな事業展開をされました。この市町村のここを何とかすることで、まちに活性化をもたらしたいという各市町村の意欲を酌み上げながらの取り組み、対応であったと思います。

その中で、一市一まちづくりは既に事業としてはその名称は終えて、新しく市町村まちづくり構想推進事業という形で今、進められておりますが、この市町村一まちづくり事業の全体の進捗状況はどうか。それからまた、三輪の参道は県道の中の一市一まちづくり事業として取り組まれたわけですが、非常にユニークな道づくりであるがために、いろいろな意見が出ております。どのような整備のされ方、方向が出ているのか、このことをお聞かせいただきたい。以上でございます。

**○森本道路建設課長** 和田委員からの、百市工区の完成のめどについてどうかというご質問がございました。

県道桜井吉野線の必要性については、先ほど述べさせていただいたとおり、非常に観光ネットワーク上、重要なルートと認識しております。

工区の状況を、もう少し詳しく説明させていただきますと、桜井市の下居から百市の間  
の1.4キロメートル区間を平成17年度に事業化しております。それで、のり面調査を  
しましたら、広範囲において落石がかなりあるということがわかりました。観光資源であ  
るもみじ、桜への影響を最小限にするために、約1.4キロメートルのうちの1キロメ  
ートル区間について、ルートや構造の見直しを行いました。それにつきましては、平成25  
年8月に地元自治会からおおむね了解を得られたところでございます。

現在、見直した新しいルートについて、詳細な道路の設計や、この地域はかなり地籍  
混乱しておりますので、地図訂正を進めているという状況でございます。

見直しを行わなかったその他の区間は400メートルでございますが、用地買収を進め  
ておりまして、一定規模の用地の確保が済んだ区間において、平成24年度から少しずつ  
でございますが工事を進めている状況でございます。

百市工区の現在の用地買収率でございますが、23%という状況でございます。そうい  
う状況ですので、完成時期については明言することはできませんけれども、平成25年8  
月に地元了解を得られた1キロメートル区間につきまして、まず、地図訂正、用地交渉を  
重点的に進めて、一刻でも早く完成するように努めてまいりたいと思っております。以上  
です。

**○本村地域デザイン推進課長** 市町村一まちづくり構想推進事業についてお答えさせてい  
ただきたいと思えます。

この事業でございますけれども、地域の特徴を生かしまして、住民が元気で暮らしやす  
くにぎわいのあるまち、また、安全・安心なまちをつくっていけるように、県、市、ある  
いはその関係団体などが協働、連携しまして、まちづくりに関する調査、検討や組み  
組みを進めていこうというものでございます。

この事業は、平成22年度から、委員ご指摘のように一市一まちづくり構想推進事業と  
して開始をさせていただいているものでございまして、三輪周辺地区を有する桜井市をは  
じめとしまして、まちづくりに前向きでやる気のある8市8地区で実施をしてきたもので  
ございます。

平成25年度からは対象を町村にも広げることとしまして、新たに4町4地区を加えま  
して、名称も先ほどご指摘のありましたように一市一まちづくりから市町村一まちづくり

へと変えた上で、市町村と協働して検討を行っておりまして、来年度以降も同様な取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

このうち、委員ご質問の桜井市の三輪周辺地区のまちづくりにつきましては、大神神社の上品な参道づくりと三輪のまちなぎわい創出をテーマとしまして、桜井市や関係者とともに検討を進めているところでございます。

その中で、まず、三輪の参道、県道三輪山線でございますが、これの整備につきましては、県、桜井市、それから地域住民の方々によります三輪まちづくり会議を立ち上げまして、平成22年度に実施しましたワークショップや、平成23年度に来訪者へアンケートを実施しましたが、こういったものを踏まえて、三輪周辺地区の目指すべき将来像を三輪まちづくり会議で共有するとともに、まちづくりのきっかけとなるような魅力的な参道づくりを進めるための議論を行ってきたものでございます。

具体的には、地域の方々を中心となって、大神神社などの関係機関とも調整を行いながら、参道としてふさわしい景観にも配慮しまして、参道のデザインや整備計画の概要につきまして、地域住民の方々を中心となって継続的に議論を重ねてきたところでございます。

他方、県の一市一まちづくりをきっかけに、桜井市においても、ことし3月に参道の沿道の目指す姿、目標を定めた三輪街路沿道まちづくり方針を策定されており、現在、この方針に基づいて、より具体化した沿道整備プランのたたき台を作成したところでございます。地元地区の代表者や沿道地区の地権者のご理解、賛同が得られるよう、この案の内容や考え方について丁寧に説明を実施し、議論、検討を重ねているところと聞いております。

いずれにしましても、三輪周辺地区のまちづくりについては、桜井市や地域の方々とともに参道整備と沿道整備が相まって一体的に進めていくことが重要であると考えておりまして、三輪周辺地区が今後将来にわたって継続してにぎわいと活力を生み出せるような、また、地域の方々にとっても誇りとなるようなまちづくりを、桜井市をはじめ関係者とともに引き続き進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○和田委員 まちづくり推進事業について今、答弁いただいた内容は、おおむね歓迎する答弁だと理解いたしております。

重要なことは、これまでまちづくりについて非常に混乱しておりました。今もまだ道路の整備のあり方について、この道路がついたならば、まちづくりそのものもうまくいくのだろうかという疑問が出されている状況も、まだ残っております。そういう意味で、大変苦勞をしていただいておりますけれども、住民のまちづくり参加が、しっかりと意思統一

ができるように、そしてそのユニークな道路整備がどういう意義を持つのか、意味を持つのか、機能を発揮するのか、そういうことをしっかりと丁寧に説明をしていてもらいたいと思います。

それから、県道桜井吉野線の関係でございますが、答弁の最後に結ばれた言葉が、一刻も早くということで、一刻も早くというその言葉を、本当に早くというように理解をさせていただきたい。しかし、用地買収が23%しか進んでいないということですから、これは急ピッチでやらなくてはいけないだろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、一刻も早くという表現は、支障がない限りは、順調に進むならば、例えば少なくとも2～3年。百市と下居間は3年で一区切りだと。順調にいくならば3年ぐらいをめどに頑張っていこうということで、やはりやる気を出してやらないといけない。用地買収もゆっくりして、しんどくなったら様子を見ようとか、そしてまた地元の人たちの気持ちが変わるようなときにはタイミングを見計らってという悠長なことではなくて、本当に3年なら3年という形で切る必要があるのではないかと思います。その辺の意気込みを示していただきたいと思うのです。実際のところ、支障がなければ、一刻も早くは一体どのぐらいの期間なのか、お示しいたきたい。これは約束事ではなくて、相手があるという点は理解いたします。

○森本道路建設課長 一刻も早くということが大体どのくらいかというご質問だと思うのですが、まことに申しわけございません。今、用地買収率が23%と申し上げましたが、相手もあることなので、2年とか3年というのは、今この場では話すことはできないと思っております。

また、今ここで一番問題になっているのは、地図訂正がかなりかかる。用地ができ上がり、あと工事だけになりますと、ほぼ見えてくる。そういう意味でも、用地の進捗率を早く上げたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 では頑張っていたきたいと思いますが、引き続きまたその下の下居から倉橋間をやりましょうかと、一服ではなくて継続してこの工事を進められるように、そこをやり遂げないと、完成したことにはなりません。7～8年や10年かかるような計画はやめておきましょう。

そういうことで、しっかりと頑張ってくださいようお願いしたいと思うし、県議会に、できるだけ残って頑張るようにいたしますから、よろしくお願ひいたします。

○小林委員 2点についてお尋ねいたします。



1番目は、河川維持修繕事業について、資料「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」の154ページにあります。この10月になりましてからも台風18号、台風19号が襲来しました。国の調査では、あやめ池の蛙股池から菅原を通って秋篠川につながります一級河川の大池川ですけれども、お盆明けの大雨で、道路から住宅地にかかっています土橋に50センチ程度まで水面が迫っておりました。

大池川の河床には、長年にわたりましてブロック片や岩石片等の廃材がゴロゴロしております。そして、ある部分では底が一部コンクリート張りしたような形跡も見られる河床もありました。

大池川へ蛙股池の池底のヘドロが流れ込みますので、流れ込みますときは大変な悪臭がするというので、この辺は園児、児童の通園・通学路になっておりますので、こういう問題もあると思います。雑草も定期的に刈り取っていただいているということで、お近くの方は大変感謝をされていましたが、除草後の点検をしてほしいと言っておられました。

そこで、お尋ねしたいのは、こうした河川の状況の把握はどのようにされているのか、県としての方針をお聞かせいただきたいのと、最近の雨の降り方は、体験しておりますように異常なのです。だから、災害を未然に防ぐための維持管理はどのようにされているのでしょうか。この点をお尋ねいたします。

**○平岡河川課長** 小林委員から、河川の維持、修繕についてのご質問がありました。お答えさせていただきます。

まず、どのように把握しているかですが、例えば家屋よりも高い堤防があるようなところというのは、結構危険なところなのですが、重要河川と呼んでいます。そういうところについては年に2回、巡視点検を行っております。その他の河川は、年に1回行っております。異常があれば対応するという状況です。

さらに、占用工作物という河川構造物ではないものについても目視点検して、異常があれば、その管理者に是正するようという取り組みをまずしております。

今度、災害の予防ということですが、まず、河川改修を河川整備計画に基づいてやっておりますとともに、維持に関することであれば、点検をする前には当然草刈り等をしないと、その辺の状況がわからないということで、草刈りをやったり、あとは川の中に堆積土砂のようなものがあると、先ほど言った重要河川については、大体断面の1割以上になってきたら撤去する。そのほかの川につきましては、優先度の高いところから取り組んでお

ります。以上です。

○小林委員 今お答えいただいたのですけれど、今の点については、再度またお尋ねしますけれども、もう1点お尋ねいたします。

住生活ビジョンの推進事業について、これは資料「平成25年度一般会計特別会計予算案の概要」117ページにあります。先ほども話がありました県営住宅のことで、奈良県住生活ビジョンの推進をされてきたと理解しております。2012年に奈良県住生活ビジョンを出されまして、住宅、住生活を取り巻く現状について書かれております。このビジョンを見ているのですけれども、高齢化が進んで、高齢者が安心して住み続けられる住環境の整備が必要だと書かれておりまして、高齢者、障害者等に対するバリアフリー化を推進していくとありました。

それで、現在、県営住宅が48あるわけですけれど、高齢者は、どのくらいの割合でお住まいになっているのかがわかりましたらお聞きしたいです。

それから、こうした方々が、高齢者、障害者も含まれますけれども、住宅で暮らし続けるためにはバリアフリー、特にエレベーターの設置が必要とされているというご意見があるのですけれども、エレベーター設置についてはどのように進められようとしているのか、また、検討されているのでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○丸山住宅課長 県営住宅についてお問い合わせをいただきました。

まず、県営住宅の住民の高齢者の割合でございますが、大変申しわけございません、今具体的な数字を持ち合わせてございません。ただ、ほかの地域より高いことは間違いございません。

そのような中、高齢者対策としてバリアフリー化の課題は非常に重要だと認識しております。

昨年の6月議会でも同様の質問をいただきました。その際、お答えしました内容の概略を申し上げますと、県営住宅において安全・安心な居住環境の提供を図る観点から、エレベーター設置につきましては、設置位置や建物全体の耐震性の検証などが必要でございます。あわせて、当該地域や住宅における高齢者の居住実態も踏まえながら、市町村や福祉部局とも連携をとりながら検討を行ってまいりたい。このように答弁をさせていただきました。

現在、県営住宅で中層以上の住棟のある団地が24団地ございますが、エレベーターを設置しておりますのは4団地にとどまっています。したがって、残りの20団地がこ

のエレベーター設置についての検討対象になると考えています。

ただ、具体的には1基当たり安くても数千万円いたしますエレベーターの後づけを、これらの全ての団地に行くというのはなかなか難しいと考えてございまして、設置を優先的に検討する団地を抽出する作業に今、取り組んでいます。各団地における高齢者の入居状況や入居者の身体状況などの把握とともに、その設置スペースについても検証を行っているところでございます。

ただ、これらによりまして優先的に検討する団地を抽出いたしましたとしても、さらに構造的な検証ですとか、建築基準法上等の法規的な検討、あるいは設置手法、何より住民の方の合意形成などが非常に重要だと考えてございまして、それらを経た上で、具体的な団地におけるエレベーター設置の設計業務などにはじめて着手できるものと考えてございます。このため、具体的にここの団地でということを上申するまでには、まだ時間がかからざるを得ないと考えています。

一方で、委員お述べいただきましたように、高齢化する住民への対応も早く取り組まなければいけないと考えていますので、エレベーター設置だけでなく、さまざまなソフト施策も含めた総合的な取り組みについて引き続き検討をしてみたいと考えています。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

先ほどの河川維持、修繕事業についてですけれども、点検も行っていただいているということで、ご答弁をいただきましたが、一級河川でもこういう状態のところはたくさんあるのではないかと思います。時間雨量で80ミリ、100ミリの雨がたびたび降るという状況にありますから、それに対応する河川の整備ができていますのかどうかということで、それぞれの河川で何ミリまで大雨に耐えられるのかといった、この辺の検証も必要かと思われましても、そういうことも含めて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、住生活ビジョンの推進について、今、エレベーター設置につきましては優先順位や、あるいは調査をされていくということです。確かにその設置場所によりましては構造上無理ということも出てくるかと思うのですけれども、精力的に調査を進めていただきまして、何よりも住み続けることができるという住生活ビジョンにもあるようなことをきっちりと保障していかれるということが県営住宅は特に求められると思いますので、それはぜひ進めていただきたいと思っております。以上です。

○平岡河川課長 小林委員のご質問にお答えさせていただきます。

県の河川改修というのは、おおむね1時間に50ミリの雨に対応するように進めているのですが、先ほど言われました80ミリ、90ミリの雨に対応するために大和川流域では、川の改修というのは川の中に入った水を安全に流すよりも、川に入る前にため池を使ったりとか、あるいはグラウンドに貯留したりとか、川に入ることを抑えるような取り組みを昭和57年以降、市町村と県でやっております。県は、一応その目標量を達成しているのですが、市町村ではまだばらつきがあったり、進んでいなかったりというようなこともありますので、県としてはそれを一番にまず進めていただくように支援していくという状況でございます。以上です。

○小林委員 わかりました。ということは、開発をされたときに、調整池だとかそういうものをつくる基準で、この辺で80ミリ、100ミリをカバーできるということをそれぞれやっているということなのでしょうか。それとはまた違いますか。開発されて、水が流れてくるときに、今、大和川流域のということで調整池等をつくっておられますね。その辺のことを今されているということですか。

○平岡河川課長 先ほど言いましたのは、ため池や貯留施設をつくっているということで、今おっしゃっているのは、また別の話です。開発されるときには、当然、その面積に見合った、ためる施設をつくっていただいているということです。

○小林委員 そうですか。はい、わかりました。

先ほども言いまして、繰り返しになりますけれども、最近の雨の降り方が異常ですので、それに対応して河川の維持管理をぜひ考えていただきたいということを、要望させていただきます。以上です。

○森川委員 通告はしていないのですがけれども、総括で触れたい部分と重なりますので、農林部の審査でも、県の農林行政で、遊休地を利用していろいろ太陽光発電施設設置などをされている中で、どのように農地を守っていくのかというような質問をさせていただきました。都市計画の中で、5年に1回、県が用途地域の指定をされます。農地、また調整地、宅地、工業地という線引きをする中で、農地を守っていく、また、山林なら山林として守っていくとか、そういう目的で、この用途の指定をされていると思うのですがけれども、今、あちらこちらでいろいろな形で、地域振興や地域の特例とかいうことで、さまざま農地がなくなっていきます。また、開発をされたりしているところもあります。県として、この用途地域という縛りをどこまで今後守っていくのか。

知事に総括で聞きたいとは思っているのですがけれども、もし奈良県の都市計画の地域設

定について今後考えられていることがあれば、教えていただけたらと思います。この1点です。

○藤野都市計画室長 線引きの件でお問い合わせと思いますが、現在の土地利用について、農地を守ったり山林を守ったり、あるいは市街化を進めていくということについて、基本的な考え方はどうかということだろうと思います。

平成26年度、平成27年度におきまして基礎調査を実施しております。そういった中で、本県の都市計画の課題を明らかにした上で、本当にその線引き等都市計画の見直しが必要かどうか、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○森川委員 都市計画法の線引きというのは、あくまで奈良県の土地利用や農業振興を目的として、ここはこうするというのを決めているわけでしょう。どうして市街化調整区域の畑の真ん中に家が建ったり工場が建ったりするのか、わかりません。建築基準の認可もちゃんとされています。

建築課長に聞きたいのですけれども、市街化調整区域の農地に建物が建つというのは、何か対応のルール、または方法があるのか、突然で申しわけないのですが、教えていただきたい。

○羽山建築課長 森川委員から、市街化調整区域の農地に建物が建つのかどうかというご質問かと思いますが、まず、市街化調整区域の中の農地にもいろいろございまして、農業振興地域の農用地という区域が市街化調整区域にございます。農業振興地域の農用地区域であれば、そこには基本的には建物を建てることはできません。それ以外の農地の場合につきましては、市街化調整区域で特例許可のできるものについては、都市計画法第34条の各要件を満たせば許可をすることになります。以上でございます。

○森川委員 県として、農地法や都市計画法などを改めてしっかりと見ていただいて、守っていただきたいと思います。

農地のことと、都市計画法のこと、また総括で質問させていただきます。終わります。

○猪奥委員 1点、午前中の健康福祉部の審査でもお聞きしました、県営プールの料金についてお聞きします。

ことしの夏にまほろば健康パークができて、新しい県営プールができました。料金体系なのですけれども、2つあります。毎回お金を払う都度利用のビジター料金と、それと定期利用として、水泳教室であったり、プールだけの利用であったり、機械の利用も一緒にできる月料金があります。

お聞きしたいのは、その都度利用、ビジター料金の利用に関しては、障害を持った方の減免があるのだけれども、定期利用に関しては減免の料金設定がされていない。午前中、健康福祉部にお聞きしましたところ、どういう料金設定にするかというのは公園緑地課からご相談はなかったということでした。

本来、どういった方に減免をしてまで使っていただくかというのは、県の理念のようなところに係るものですので、事前のご相談というのがあってしかるべきだと思いますし、まずは部局の中で相談があって、福祉の分野でご相談があって、それで契約をはじめて投げられるものだと思っています。

部局の中で、この料金を減免しないということに対してどういう議論があったのかというのを教えてください。

**○山田公園緑地課主幹** スイムピア奈良におけます都度利用、定期利用の料金体系の考え方についての回答をさせていただきます。

スイムピア奈良を含めた県の施設全体におきまして、障害者利用の料金のあり方に関しましては基本的に方針が未整理であり、この状況を踏まえ、スイムピア奈良の障害者の利用料金につきましては他の利用料金と同様、入札の際の事業者から提案された料金に基づき定めたところでございます。

現在の利用料金につきましては、委員お述べのとおり、個人利用の都度利用の場合には、一般利用700円のところ障害者は300円として、障害者利用への配慮は行っている状況でございます。一方、定期利用につきましては、障害者の割引は現在行っていない状況でございます。定期利用につきましては、プログラムの受講等ができることから、インストラクターの配置等が必要となり、都度利用に比べて運営等に要するコストがかかり、収益面、運営面を総合的に勘案して料金を定めていると聞いているところです。以上です。

**○猪奥委員** 定期利用に関しては、株式会社アクアティックからのご提案があって、かつそれは自主事業としてやられているものだとご説明を受けました。それ自体は結構なことなのです。いろいろなプログラムを組んでいただいたり、障害を持っている方のプログラムなんかも組んでいただいておりますし、それ自体は物すごくいいことなのです。けれども、先ほど申し上げたのは、減免をしてまでも来てほしいという、県としての理念の部分でありますので、入札に出す前にそのようなことは県の中できっちり議論をしておいて、議論を経てから投げかけていかないと、いろいろな部局でいろいろなところに外注に出して、その言いなりとなってしまったのでは、県として施設運営をしているという意味はな

なくなってしまうのではないかと。それでしたら民間のスポーツクラブでいいのではないですかということになってしまいます。

午前中の健康福祉部の分野で申し上げましたのは、福祉の理念があり、それが一つ一つの事業にうまく落ちていませんというのは、スキームがきちり成り立っていないから、これをする前にこの相談をするという意思決定のあり方のプロセスが決まっていなかったか原因なのではないかと思っています。総括でも、この制度をつくっていくべきだと知事に問いたいと思っております。

もう一つ教えていただきたいのです。いろいろな議論の過程、契約が終わっていますし、もう減免がない状態です。必ずしも障害者の方に対する減免だけではなくて、学校関係者に減免があったりとか、減免はほかの方からの税金で補填するということですから、どういところに減免をしてどういところに減免をしないのかという、もう少しルールづくりが必要だと思っています。

ルールづくりをした上で、障害を持っておられる方というのは、教室に入られても入れなくても、例えばハビリとして来られてる方なども恐らく多くいらっしゃるでしょうし、これから例えばオリンピック、パラリンピックに向けて、予選をしたいというときに、今、大会利用に関しても減免措置はつくられていません。障害者スポーツをもっともっと活発にしていこうという中で、やっぱり減免があったほうがいいということであれば、これから運営会社である株式会社アクアティックに何かそれなりの措置をしないといけないと思うのです。15年間の契約をして、これからスタートしようというところですけども、その契約は県が違約金を払うなりすれば変えていけるところなのではないでしょうか。

○山田公園緑地課主幹 利用料金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事業者からの提案に基づき定めているところでございます。

今後、仮に減免を拡大するとした場合には、指定管理者側には収益面の影響や専門スタッフの配置等コスト面の課題が発生すると考えているところでございます。このため、今後、減免の取り扱いにつきましては指定管理者の立場を尊重した上で対応することが必要と考えており、指定管理者にどのような働きかけが可能かについて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。

○大坪委員 1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

総務部の審査でも質問させていただいたのですけれども、奈良ドリームランドの跡地に

ついて、まちづくりの観点からお伺いをしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、奈良市内の北側に約30万平方メートルの土地が、奈良ドリームランドが閉園してからずっとあいたままになって、全く利用されていないという状況が続いております。そしてまた、先日この委員会でご答弁がありましたように、このたびの不動産合同公売で奈良市からこのドリームランドの跡地が出品されているということで、11月10日に入札が行われるということになっております。

まちづくりの観点から、このドリームランドの跡地について、どのように考えておられるのかということをお伺いできたらと思います。よろしく申し上げます。

**○本村地域デザイン推進課長** ドリームランド跡地の活用についてご質問をいただきました。

約30万平方メートルということで、この跡地につきましては、この周辺は、緑豊かな佐保山丘陵でございます、県民のスポーツや憩いの場である鴻ノ池運動公園にも隣接している土地でございます、また、周辺の貴重な歴史資産、それから自然環境を保全するために、歴史的風土保全区域、それから市街化調整区域、それから風致地区、こういったものの規制が行われている場所でもございます。

ご質問のこの場所でございますけれども、現在、税の滞納により差し押さえを行っております奈良市において、その活用の道筋を公売を通じて民間等の手に委ねるという判断をしたものとするため、現時点では県としてコメントすることは差し控えさせていただきたいと考えております。今後、奈良市から跡地活用について具体の相談があった場合は、県としてどのような対応が可能か、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○大坪委員** ありがとうございます。

このドリームランドの跡地は、昭和40年代の一番ピークのときに150万人から160万人のお客があった。私たちも小さいときにももちろん行きました。また、最後のほうでも、遊園地がだめになった後もプールは大分後まで営業されていて、奈良県内から、また、近隣府県からかなりのお客さんもあったように思います。本当ににぎわいのある場所でありました。

この件が新聞に出ましてからは、いろいろな方が、あそこはこうしたらいいのではないかと、どうしたらいいのかという意見が出た中で、例えば、これはできるのかどうかかわからないですけれども、野球のドームがあったらいいのではないかとか、プロのサッカーがで



きるような競技場があったらいいのではないかといった意見もありました。こういったものでしたら、本当ににぎわいという面においては、あの地域が大変活性化するのではないかとも思うのです。しかし、民間の用途だけでなく公共的な利用の仕方としてという面で考えますと、以前、委員会や本議会等でも言わせていただいたこともあるのですが、例えば首都直下型の地震が起こった場合、東京が大変なことになった場合のバックアップ的機能として、省庁の一部機能の移転といった部分でも使えないのかと考えます。そしてまた、おそれ多い話でありますけれども、関西として、外国の賓客の方を迎えていただくとか、これもまた首都で何かがあったときのバックアップという意味も含めて、例えばご皇室の関連の施設などがあってもいいのではないか。あの土地というのはかなり広さがありますので、いろいろな使い道が考えられております。

新聞記事を見ましたら、例えば一定要件を満たせば大学であるとか病院であるとか、また老人施設であるといったことも考えられると書いているのですが、先ほどもご答弁がありましたように、土地利用がかなり制限される難しい土地でありますので、実際どういう結果になるかはわからないのですが、もしそういった形で民間に委ねられて、この土地が細分化されて、全くこの土地のスケールを生かしたような事業が行われないうことであれば、これは奈良県にとっても、また奈良市にとっても大変な損失になってくると思っております。

先ほどもおっしゃっていただいたのですが、これは奈良市としてもしっかりと、これだけの土地ですから、責任を持って考えていかなければならないことであると思っておりますので、また機会がありましたら、市にもいろいろとお話をお聞きしたいと思っております。また今後、市から相談があったときには、先ほどもご答弁いただきました、ぜひとも積極的に相談にも乗っていただいて、いい方向を出していただけるようお願いをできればと思っております。どうかよろしく願いいたします。終わります。

○中野委員 先ほどの森川委員の質問と関連いたしますけれども、田んぼの中に忽然と建物があらわれたりするということなのですが、そういう単純になぜと思うようなことが起こるといのは、どういう制度により建てられているのか。これは都市計画の用途地域の関係ですか。どういう制度により建てられているのか。教えてください。

○羽山建築課長 市街化調整区域で、どうして田んぼの中でぽつんと家が建っているのかというご質問かと思っております。

市街化調整区域は、先ほど言いました農地があるのですが、農地には2種類ござ

いまして、農振地域の農用地地区、これは厳しく農地転用の制限がかけられております。それ以外の農地につきましては、開発許可と農地転用の許可を同時許可させていただいております。開発許可の基準を満たしておれば、都市計画サイドとしては許可させていただくのですが、農地転用許可がおりなければ結局は許可できませんので、この案件は農部局として許可できる案件かどうかを連携をとりながら開発許可をしております。以上でございます。

○中野委員 それは先ほどの森川委員への答弁を補足した答弁だと思う。

要は何を言いたいかといいますと、例えば市街化区域をもう少しふやして、整然とした開発行為をさせたほうが、調整区域の中で地域指定という、調整区域でもある一定の条件を満たせば工場を持ってこようとか、あるいはショッピングセンターを持ってこれるといふ法律があります。それは都市計画の所管ではありませんか、藤野都市計画室長。

○藤野都市計画室長 地域指定ということですが、一つは、既存の集落の周りに住宅に限って建てられるという制度がございます。それにつきましては建築課が所管をしている制度でございます。

そのほかに都市計画の制度としましては、調整区域において地区計画という制度がございます。その地区計画が終わったら都市計画決定をするわけですが、その地区計画によって一定の整備をした調整区域の建築を認めるという制度もございます。以上です。

○中野委員 なぜそういうことをするかというと、要するに田畑をつくって保存していこうという、農業振興のためにやっていくという部分と、開発をしなくてはいけない部分が、混在しているのです。だから、当然この場所は開発すべきというところは、市街化区域に編入していくべきだと思うのですが、そういう話を持ち出すと、県はすぐに、人口が減少の時代だから市街化区域に軽々にするのはどうかという話になるのです。例えばバイパス沿いだとか、あるいは大和まほろばスマートインターチェンジができましたけれども、その周辺とか、あるいは大和郡山市の京奈和自動車道のジャンクションの周りなどを、そういう地区指定という苦肉の策ではなくて、きちんとした準工業区域や第1種住宅地域という住宅を建てられるような市街化区域にしていくというめり張りのある都市計画はできないでしょうか。

○藤野都市計画室長 現在、市街化調整区域を市街化区域に編入するということでのお問い合わせだと思うのですが、まさに経済活性化のためですとか、あるいは暮らしの向上のためにつながる、市町村がまちづくりの中で考えます良好な計画につきましては、工業、

あるいは流通の業務、それから商業ですとかサービス業務といったものを中心に市街化区域に随時編入することについては、検討を進めているところでございます。以上です。

○中野委員 県内の就職率が悪いというのは、働くところが少ないということも大きな原因の一つであります。それはもう皆さん、ご承知のとおりです。そういう働く場をつくるという会社や工場を誘致するという奈良県が一生懸命やろうとしていることに、目的としては間違いないことだと思います。そういう関連性が非常にあると思っておりますが、都市計画の立場からいってどう思われますか。

○藤野都市計画室長 ご指摘のように人口が減少しておりまして、超高齢化の社会が到来するということは確実でございます。しかし、経済の活性化ですとか雇用の場の確保ということは、奈良県にとって重要な課題と考えております。

こういったことも踏まえまして、先ほども森川委員の質問にお答えいたしましたけれども、平成26年度、平成27年度に、基礎調査を実施させていただきまして、本県の都市計画の課題を明らかにした上で、今後の都市計画の課題や見直しの必要性について十分検討していきたいと思っております。

○中野委員 農業振興地域において、開発を抑制しようというところと開発をやろうというところのメリハリをしっかりとつけて、都市計画はやはり必要だと思うし、そういう都市計画なるものがあると思うのです。今、申し上げましたように、広く就職のことにも関連してくることでございますので、そういった総合プロデュースする場所、いわゆるコラボさせてやっていこう、研究させていこうというところは県庁の中には存在しないのですか。大事な問題です。

だから、中途半端な調整区域の中で手練手管を使いながら、開発していったら、森川委員のおっしゃるような、ある日突然、忽然と建物が農地の中にできてきたり、あるいはまた、農用地と工場にトラブルが起こって、廃水の問題だとかいろいろな問題が起こってくる、水利組合との問題が起こる、そういうことが起こるわけですから、もう少し整理した形で開発の問題に目を向けないと、今までと同じようなやり方をやっているのは困ると思うのですが、その総合プロデュースをやるような場所は、どこにあるのですか。ないのですか。

○林まちづくり推進局長 今のご質問でございますけれども、総合プロデュースという形になりますと、県庁の中でいろいろ組織横断的に束ねないといけないのです。けれども、先ほど都市計画室長がお答えいたしましたけれども、今、検討を始めているのは、そういう形で部局横断的にやらなければならないということで、今指摘いただいたようなことが

過去にございましたので、今後は委員のご指摘のように、県としては働く場の提供も柱に建てているわけがございますので、これは横断的に取り組まなければいけないということで、土地利用を担当する部局さらに誘致を担当する部局も一緒になりまして、ポテンシャルの高い京奈和自動車道の周辺をポイントにいたしまして検討に入っているところでございます。

ポテンシャルが非常に高く、ここについては余地があるということであれば、先ほどの農業振興地域、農用地との調整も視野に入れておりますので、総合的な形で取りまとめのものを作りまして、具体的な形にしていきたいと考えております。以上でございます。

○中野委員 細部についてはきょうは聞きませんが、なかなか大変な問題だと思いますので、もう一步踏み込んだ答弁を今度いただきたいと思います。総括でもまた質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○国中委員長 松谷副知事。このことは、将来、奈良県がどうするのか、どんな県をつくっていくのかという、根幹をなす課題だと思うのです。今、林まちづくり推進局長からもご答弁いただきましたけれども、これは大事な問題だと思います。今度また、総括は総括としても、やはり部課長会議で、まないたの上ののせてもらいたいと思いますので、よろしく。何かご意見がありましたら。コメントがありましたら。

○松谷副知事 非常に貴重な議論でありました。

今、少し話の中身を整理すると、都市計画も含めたいろいろな権限がありまして、市でやっている部分であったり、県でやっている部分であったり、国でやっている部分であったりと。今も委員の皆さんから話がありましたが、地方創生の中で、例えば農地の指定をするについて、できたら県が一元的に指定できるような形にして、今でしたら、各市町村ごとにこれだけと割り振りになっていて、なかなか自由にならなかつたりします。それを地域をつくるについて県で、どの辺につくったらいいかとか、個々のことをするのはなくて総合的にしたりということも知事も考えているようでございます。

ただ、そういう意味でいうと、権限の移譲であったり法改正であったり、非常に難しい面がたくさんございます。まだまだたくさんございますけれども、今、地方創生の時代ということですので、そういうことも含めて検討できるのであれば、ぜひ検討していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○国中委員長 はい、どうもありがとうございます。

○小泉副委員長 時間が少しあるようでございますので、1点だけ質問をしたいと思って

おります。

これも本会議で幾度か出ていた話でございますけれども、先ほど小林委員からもありましたように、いわゆるゲリラ豪雨等が起こるわけでございます、大変な状況が起こってくることも可能性としてあるわけでございます。以前から大和川総合治水対策で、県はやったけれども市町村がまだ不十分であるということが出ております。その中で知事は、国に、大きな遊水地をつくってもらおうという話をしているわけですし、以前から国に働きかけをしているということです。場所はどこにしていこうかという問題もされているわけでございますけれども、一体今国との話で、遊水地の設置場所も含めて、どこまで進んでいるのかということをお聞かせいただけたらありがたいと思っております。以上です。

**○平岡河川課長** 小泉委員からの、直轄で計画されている遊水地の現在の状況についてご質問があったと思います。お答えさせていただきます。

昨年11月に国の直轄区間にかかる大和川河川整備計画ができて、おおむね王寺町から大和郡山市ぐらゐのあたりの大和川周辺に100万立方メートルの遊水地をつくるということがもう公表されております。大きい丸でした。

現在のところ、斑鳩町と川西町において、地元の役員に説明を終えたところです。ただ、どの辺に、どのぐらゐの大きさというものがまだ決まっていないという状況です。以上です。

**○小泉副委員長** これは、場所が具体的に決まってくると、県がやるのではなしに国が全てをやっていただけますか。

**○平岡河川課長** 国の直轄事業です。国が実施します。

**○小泉副委員長** もう一度聞きます。これは、場所が決まってくると、大体何年ぐらゐの完成を見込んで、県と国との間で話し合いがされているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

**○平岡河川課長** まだその外枠といいますか、ここというところまでは決まっておりません。それが決まったら始めて用地交渉などが始まるということでもありますので、県としては一日も早く進めていくために国を支援していきたいとは思っていますが、いつまでということにはなかなか言えないのですが、一日も早くという気持ちで県も支援していきたいと思っております。

**○國中委員長** ほかにご意見ございませんか。質問ございませんか。

他に質疑がなければ、これをもって南部東部振興、紀伊半島大水深復旧・復興、県土マ

ネジメント部、まちづくり推進局の審査を終わります。

明10月16日木曜日午後1時から総括審査を行います。

総括審査で、委員の皆さん、特に出席を求める課長や室長はございませんか。従来どおりでよろしいか。知事はじめ副知事でよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、総括審査の質問であります。各部局に、質問をしていただいた項目のうち特に未了なものに限っていただくこと。完全にお答えをいただいたことは抜きにして、また次ということで、疑問の持っておられることに関してしていただきたいと思います。

また、各部局の審査時に総括で質問する旨、ご発言をいただきますようお願いをしておきました。

なお、万が一、部局別審査時に総括で質問する旨の発言をお忘れになった場合には、きょう中に必ず私か事務局に知らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたって皆さん、どうもご苦勞様でございました。

これで本日の会議を終わります。